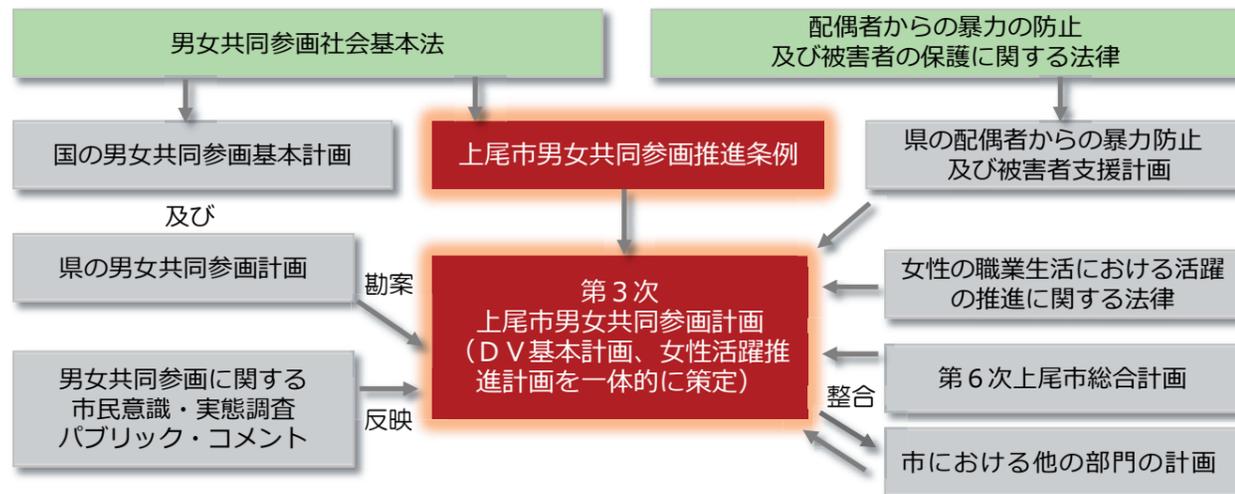


■計画の位置付け

本計画は…

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」として策定するものです。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」として策定するものです。
- 第2次計画を継承し、本市の将来都市像である「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」の実現を目指す「第6次上尾市総合計画」及び他の計画との整合を図り策定するものです。



※上尾市男女共同参画審議会の答申や「令和元年度上尾市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果を踏まえ、広く市民等の意見を聞き、その反映に努めました。

■基本理念（上尾市男女共同参画推進条例）

- （1）男女の人権
- （2）社会における制度・慣行にとらわれない配慮
- （3）施策等の立案及び決定への男女共同参画
- （4）家庭生活と社会生活における活動への対等な参画
- （5）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- （6）ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力の根絶
- （7）国際的協調

第3次上尾市男女共同参画計画
デュエットプラン21 ダイジェスト版
令和3年3月

編集・発行

上尾市市民生活部人権男女共同参画課
〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号
TEL：048-778-5111
FAX：048-778-5112
E-mail：s209500@city.ageo.lg.jp



みとめ合い 思いやり ともに輝く！

第3次上尾市男女共同参画計画

～デュエットプラン21～

ダイジェスト版

上尾市

■計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めてきました。しかし、依然として取り組まなければならない課題は多く、社会情勢の変化から、新たな課題も生じています。

そこで、将来を見据えて、令和3（2021）年度から5年間を期間とした「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」を策定しました。

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や市民のニーズに対応していくために、必要に応じて見直しを行います。



■計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで

■計画の重点項目

重点項目1 多様な生き方を尊重できる社会実現に向けた取組の推進

性別による固定的な役割分担意識が解消され、性別や性的指向・性自認等にかかわらず、多様性を認め、互いを理解・尊重しあえる社会の実現に向けて、啓発活動の拡充、制度の整備を展開します。

重点項目3 あらゆる分野における女性の参画の推進と支援

ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努め、女性が多様な働き方を選択できる社会づくりを推進します。また、地域や防災分野を含むあらゆる分野の政策・方針決定の場で、女性が自らの能力を最大限に発揮できるよう支援を行います。

重点項目2 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、暴力を許さない社会意識の醸成に取り組むとともに、関係機関と連携した被害の早期発見や、被害者の安全確保、自立に向けた支援体制の強化、充実を図ります。

重点項目4 男女共同参画の視点に立った教育・啓発活動の充実

幼児期や学校での教育を通じ、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。また、子どもや若年層に対して暴力を許さない意識を醸成し、性教育等の学習の機会を拡大します。

目標

★…新たな目標・施策等

課題

施策

目標1 多様な生き方を選択できる（尊重できる）意識づくり

【必要とされる取組】

- 多様な性のあり方についての理解促進
- 男女共同参画社会の実現に向けて、メディア等さまざまな媒体を活用した情報提供や周知・啓発
- 幼少期から発達段階に応じた教育を推進し、人権・男女平等意識の浸透・定着

推進目標	現状値(R1)	目標値(R7)
「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識について「同感しない」人の割合	35.4%	55.0%
「社会全体」において男女の地位が「平等」と感じる人の割合	18.5%	50.0%★
パートナーシップ宣誓制度について知っている人の割合★	—	85.0%

1 人権尊重意識の普及・浸透

- 人権意識と性の多様性の理解の促進★
- メディアにおける男女の人権尊重の推進

2 男女共同参画の意識づくりの推進

- 性別による固定的な役割分担意識の見直しの推進
- 広報・啓発活動の推進
- 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実

3 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実

- 教育の場における男女平等教育の推進
- 男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進
- 男女共同参画の視点に立つ生涯学習の推進

目標2 だれもが安心して暮らせる社会づくり

【必要とされる取組】

- 暴力を許さないという社会意識の醸成に取り組むとともに、関係機関と連携した被害の早期発見や、被害者の安全の確保、自立支援の促進
- 性に関する正しい知識の啓発
- 誰もが安心して暮らせる環境づくり

性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは、すべての人が精神的・身体的・社会的に良好な状態で満足できる性生活を送り、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを自分で責任をもって決める自由と権利を持っていること

推進目標	現状値(R1)	目標値(R7)
夫婦間における右記の行為を暴力として認識する人の割合		
平手で打つ	74.4%	100.0%
なぐるふりをして、おどす	66.3%	100.0%
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について「内容を知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計の割合	24.5%	50.0%★

1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- 配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・意識啓発の充実
- 児童虐待防止の推進
- 被害者への支援体制の充実
- 研修機会の充実

2 生涯を通じた心身の健康づくり

- 男女の性を尊重する健康づくりの推進
- 母子保健事業の推進
- ライフステージに応じた男女の健康支援の推進

3 困難に直面した男女等が安心して暮らせる環境の整備

- ひとり親家庭等への経済的自立の支援とシングルマザーへの就労支援の充実
- 高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進
- 障がいのある人が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりの推進
- 男女共同参画の視点に立つ国際理解と国際交流の推進

目標3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

【必要とされる取組】

- 子育て・介護サービスの充実や、男性の家庭生活、地域生活への参画促進
- 職場環境の改善の推進
- 就労支援や再就職、起業支援等を進め、女性と男性が対等に参画できる社会づくり

推進目標	現状値(R1)	目標値(R7)
家事（炊事・洗濯・掃除・買物）における役割分担（実態）について「共同して分担」の割合	20.6%	30.0%
消防団における女性の割合★	1.5%	5.0%
補助金を活用して防災士資格を取得した女性の人数★	11人	20人

1 家庭における男女共同参画の推進

- 子育てと介護支援の推進

2 地域社会における男女共同参画の推進

- 地域活動における男女共同参画の推進

3 女性の活躍と多様な働き方への支援★

- 働く場における男女共同参画の推進★
- 働きやすい職場環境づくりの推進★
- 女性の就業継続・起業支援の推進★
- 女性のチャレンジ支援とキャリア教育の推進★

4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備★

- 防災の分野における男女共同参画の推進★

目標4 男女共同参画のシステムづくり

【必要とされる取組】

- 審議会等への女性登用の推進
- 市役所が率先して職場環境の整備や女性登用等に取り組むことで、男女共同参画のモデルを提示
- 市民や事業者、国、県等との協働・連携

推進目標	現状値(R1)	目標値(R7)
審議会等における女性委員の割合	28.2%	40.0%★
市役所における男性職員の育児休業等取得率	4.9%	5.6%

1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

- 審議会等への女性の登用促進
- 女性のリーダーの育成・支援の推進
- 女性による市政への参加の促進

2 庁内における男女共同参画の推進体制の整備

- 庁内の男女共同参画の推進
- 男女共同参画推進体制の充実

3 市民・事業者等と協働した計画の推進

- 市民・事業者等との協働による計画の推進